

みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業実施要領

令和4年7月15日
環境森林部山村・木材振興課

第1 目的

この事業は、非住宅分野における木材利用を推進するため、民間事業者等が行う県産材を活用した中大規模建築物等に係る設計に対し支援を行うことにより、木の魅力あふれる空間を創出するとともに、県産材の利用拡大を通じた林業の振興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

第2 事業内容及び補助対象

1 事業内容

県産材を活用した非住宅施設の新築又は増築に要する経費のうち、設計費に対して助成する。

2 補助金交付対象者

個人又は法人

3 補助対象となる施設の要件

- (1) 非住宅施設のうち、木材使用数量（材積）の70%以上が県産材である中大規模建築物等であること。
- (2) 単位面積当たりの木材使用量が、別表に示す目標値以上であること。
- (3) 補助事業実施年度内に実施設計が完了すること。なお、設計のみで施設の工事請負契約を伴わない事業は、補助の対象としない。
- (4) 補助金交付決定日以降に実施設計に着手するものとする。

4 補助対象となる費用

県産材を活用し、木造で計画される施設の実施設計に要する経費とする。ただし、次の経費は対象外とする。

- (1) 基本計画・基本設計費
- (2) 設備設計費（電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備等）
- (3) 既存建築物の解体撤去等に係る実施設計費
- (4) 外構等建物周辺施設の実施設計費
- (5) 地中埋設物処理及び地盤改良工事等に係る実施設計費
- (6) 建築確認申請、工事監理、積算に係る経費
- (7) その他木造建築等の実施設計に直接関係のない経費

第3 事業の実施等

1 事業計画

- (1) 本事業を実施しようとする者は、別に定める期限内に、みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業補助金交付要綱（令和4年7月15日定め。以下「要綱」という。）に定める事業計画書（要綱別記様式第1号）を作成し、知事に提出するものとする。

(2) 事業計画書には、補助対象経費が確認できる見積書等の写し、事業内容が分かる図面等を添付すること。

2 事業計画の審査及び承認

(1) 本事業は、提出された事業計画書等の内容について審査を行う。

(2) 事業内容の詳細を把握するため、ヒアリングを実施する場合がある。

(3) 知事は、事業計画が適当と認めたときは、事業実施主体へ補助予定額を内示する。

3 事業の実施

内示を受けた事業については、補助金等交付申請書を提出すること。

4 県産材かつ合法木材（以下「県産材等」という。）の使用

事業実施主体は県産材等を使用することとし、設計図書に県産材等の使用が分かるように明記しなければならない。

5 実績報告

事業実施主体は、施設の実施設設計が完了したときは、要綱第11条に定める実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、農林振興局長等に提出するものとする。

(1) 完成設計図書

(2) 事業実施主体の検査調書

(3) 契約書の写しや請求書の写し

(4) 木材（県産材等）使用量が確認できる木拾い表等

(5) その他必要と認められる書類

6 施設の工事請負契約の報告等

(1) 事業実施主体は、施設の工事請負契約を締結したときは、速やかに工事請負契約報告書（別記様式第1号）に建築確認済証と工事請負契約書の写しを添付し、農林振興局長等に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、補助対象となる施設の工事が完成したときは、速やかに成果報告書（別記様式第2号）及び県産材等使用証明書（別記様式第3号）に施工等の内容が分かる資料や写真等を添付し、農林振興局長等に提出するものとする。

また、そこで得た事業の成果については、県産材等の需要拡大のために公開することに同意するものとする。

(3) 事業実施主体は、当該施設等に県産材を利用した旨を明示し、その写真を成果報告書（別記様式第2号）に添付し報告すること。また、案内パンフレット等において、木の良さや特徴を記載するなど、木材利用の普及PRに積極的に努めること。

(4) 完成した施設が、第2の3の要件を満たしていない場合には、補助金等の交付決定を取り消すとともに、補助金等の返還を命ずることがある。

附 則

1 この要領は、令和4年7月15日から施行する。

2 みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業実施要領（平成31年4月1日定め）は廃止する。